

第 10 章 関 係 法 令

1 水防施設費国庫補助規則

水防施設費国庫補助規則

昭和26年 3 月 29 日

建設省令 第 5 号

最終改正 平成23年 7 月 1 日国土交通省令第50号

(補助の目的)

第一条 国土交通大臣は、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するために必要な水防施設の充実強化を図るため、都道府県に対して、この規則の定めるところにより、補助金を交付する。

(定 義)

第二条 この規則で「水防施設」とは、水防に必要な器具、資材及び設備をいう。

(補助の対象)

第三条 国は、下に掲げる費用について、毎年度予算の範囲内において、補助金を当該都道府県に対して交付する。

- 一 都道府県が水防施設を整備するために要する費用
- 二 水防管理団体が水防施設を整備するために要する費用について、都道府県が当該水防管理団体に対して助成する費用
- 三 都道府県がその助成に係る水防管理団体の水防施設の整備の状況を監督するために要する費用

(計画書の提出、内定額の通知)

第四条 都道府県知事は、水防施設について国庫の補助を受けようとするときは、あらかじめ、別に定める様式の計画書を河川局長に提出しなければならない。

- 2 前項の計画書に基づき国庫において補助しようとする額が内定したときは、河川局長は、内定した金額を当該都道府県知事に通知しなければならない。

(国庫補助申請書の提出)

第五条 都道府県知事は、前条第 2 項の内定通知を受けたときは、都道府県の議会のこれに関する議決を経て、当該予算書の関係部分の写し及び実施計画書を添えて、国土交通大臣に国庫補助申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の実施計画書及び国庫補助申請書の様式は、別に定める。

(国庫補助通知書の交付)

第六条 国土交通大臣は、前条の国庫補助申請書を受理した場合において、その内容を審

査し、適当と認めるときは、補助額を決定し、国庫補助通知書を交付するものとする。

（実施計画書の変更）

第七条 前条の国庫補助通知書を受けた後において、実施計画書の内容について著しい変更をしようとするときは、都道府県知事は、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

（報告事項）

第八条 都道府県知事は、天災その他の災害により国庫の補助に係る水防施設に著しい被害を受けたときは、直ちにその状況を河川局長に報告しなければならない。

（検 査）

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国庫の補助に係る水防施設に関して、必要な検査をすることができる。

（認 定）

第十条 国庫の補助に係る水防施設が整備されたときは、都道府県知事は、直ちに別に定める様式の精算書を国土交通大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

（補助金の返納）

第十一条 水防施設が整備された場合において整備費に剰余を生じたときは、その剰余のうち、補助金に相当する額は国庫に返納しなければならない。但し、100円に満たないときは、この限りでない。

（補助金の返還命令）

第十二条 補助金の交付を受けた都道府県について、下の各号の一に該当する事由が生じたときは、国土交通大臣は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助金を使用しないとき、又は補助の目的に反して使用したとき。
- 二 この規則の規定に違反したとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。

（水防管理団体に対する助成の手続）

第十三条 水防管理団体に対して都道府県が助成する場合の手続、その他必要な事項は、都道府県知事が定める。

附 則（平成23年7月1日国土交通省令第50号）抄
（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

昭和37年 9 月 6 日

法 律 第150号

最終改正 平成28年 5 月20日法律第47号

（趣旨）

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

昭和37年10月10日

政 令 第403号

最終改正 平成28年11月24日政令第353号

（水防資材に関する補助の特例の対象となる地域）

第三十九条 法第21条の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- （1）法第21条の規定により都道府県に対し補助する場合にあっては、激甚災害に関し当該都道府県が水防のため使用した次条第2項の資材の取得に要した費用が190万円を超える都道府県の区域
- （2）法第21条の規定により水防法（昭和24年法律第193号）第2条第2項に規定する水防管理団体（以下この号及び次条において「水防管理団体」という。）に対し補助する場合にあっては、激甚災害に関し当該水防管理団体が水防のため使用した次条第2項の資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域

2 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

（水防資材の費用）

第四十条 法第21条の政令で定める費用は、激甚災害に関し水防のため使用した資材の取得に要した費用のうち、都道府県にあっては190万円を超える部分、水防管理団体にあっては、35万円を超える部分とする。

2 前項の資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂とする。ただし、水防の用途に再使用し、又は他の用途に使用することができるもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第4条の規定により災害復旧事業の事業費に含まれる費用に係るものを除く。

4 気象業務法（抄）

気象業務法（抄）

昭和27年 6 月 2 日

法 律 第165号

最終改正 平成29年 5 月31日 法律第41号

（目的）

第一条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによつて、気象業務の健全な発達を図り、もつて災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

（2 から 5 項まで省略）

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

（8 項 省略）

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。
- 5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。
- 3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 4 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 5 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航

空機に周知させるように努めなければならない。

- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

5 気象業務法施行令（抄）

気象業務法施行令（抄）

昭和27年11月29日

政 令 第471号

最終改正 平成25年 8 月26日政令第241号

（一般の利用に適合する予報及び警報）

第四条 法第十三条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
天 気 予 報	当日から三日以内における風、天気、気温等の予報
週 間 天 気 予 報	当日から七日間の天気、気温等の予報
季 節 予 報	当日から一箇月間、当日から三箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
地 震 動 予 報	地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条において同じ。）の予報
火 山 現 象 予 報	噴火、降灰等の予報
津 波 予 報	津波の予報
波 浪 予 報	当日から三日以内における風浪、うねり等の予報
気 象 注 意 報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地 震 動 注 意 報	地震動によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
火山現象注意報	噴火、降灰等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
津 波 注 意 報	津波によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
気 象 警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地 震 動 警 報	地震動に関する警報
火山現象警報	噴火、降灰等に関する警報
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報

種 類	内 容
津 波 警 報	津波に関する警報
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波 浪 警 報	風浪、うねり等に関する警報
海 面 水 温 予 報	海洋の表面における水温の予報
海 流 予 報	海流の状況の予報
海 氷 予 報	沿岸における海氷の状況の予報
浸 水 注 意 報	浸水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸 水 警 報	浸水に関する警報
洪 水 警 報	洪水に関する警報

(特別警報)

第五条 法第十三条の二第一項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
気 象 特 別 警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地 震 特 別 警 報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津 波 特 別 警 報	津波に関する特別警報
高 潮 特 別 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波 浪 特 別 警 報	風浪、うねり等に関する特別警報

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第七条 法第十四条の二第一項の規定による予報及び警報は、随時に、次の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種 類	内 容
水防活動用気象注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用気象警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用津波注意報	津波によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

種 類	内 容
水防活動用津波警報	津波に関する警報
水防活動用高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用洪水警報	洪水に関する警報

(警報事項の通知)

第八条 法第十五条第一項の規定による通知は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 法第十三条第一項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
気 象 警 報 高 潮 警 報 波 浪 警 報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地 震 動 警 報	日本放送協会の機関
火山現象警報 津 波 警 報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象警報 洪 水 警 報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

二 省 略

三 法第十四条の二第一項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

四 法第十四条の二第二項又は第三項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

(特別警報に係る警報事項の通知)

第九条 法第十五条の二第一項の規定による通知は、次の表の区分に従い、行うものとする。

種 類	通 知 先
気 象 特 別 警 報 高 潮 特 別 警 報 波 浪 特 別 警 報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地 震 特 別 警 報	日本放送協会の機関
火山現象特別警報 津 波 特 別 警 報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

6 退職水防団員等報償規程

退職水防団員等報償規程

昭和38年2月9日

建設省告示第162号

(趣 旨)

第一条 水防団長又は水防団員（以下「団員等」という。）の勤務の特殊性にかんがみ、団員等として多年勤続した者が退職した場合において、その功労に報いるため、この規程の定めるところにより、報償を行う。

(報償を受ける者)

第二条 報償は、団員等として15年以上勤務して退職した者に対して行う。ただし、すでに報償を受けた者については、この限りでない。

(報償を行う者)

第三条 報償は、国土交通大臣が行う。

(報償の方法)

第四条 報償は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 団員等が死亡により退職し、又は退職後報償の日前に死亡したときは、その者に対する賞状及び記念品は、その者の遺族に交付する。

(勤続期間の計算)

第五条 報償の決定の基礎となる勤続期間の計算は、団員等としての在職期間による。

2 団員等が退職した後再び団員等となったときは、前項の勤続期間の計算については、前後の在職期間を合算する。

3 前2項の規定による在職期間の計算は、団員等となった日の属する月（前項の規定による後の在職期間については、再び団員等となった日の属する月の翌月）から退職した日の属する月までの月数による。

(報償の制限)

第六条 団員等が次の各号の一に該当する場合においては、その引き続いた在職期間については、報償を行わない。

- 一 在職中禁こ以上の刑に処せられたとき。
- 二 懲戒免職若しくは停職処分又はこれらに準ずる処分を受けたとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、報償を行うことが不適當と認められるとき。

(報償の時期)

第七条 報償は、毎年 1 回11月に行う。ただし、特別の必要があるときは随時報償を行う。

（報償の手続）

第八条 都道府県知事は、その統括する都道府県の区域内においてこの規程により報償を受ける資格があると認められる者を調査してその名簿（以下「名簿」という。）を作成し、毎年 9 月15日までに国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の調査は、毎年 8 月 1 日現在において行う。

3 国土交通大臣は、前 2 項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、期日を示して都道府県知事に第 1 項の調査並びに名簿の作成及び提出を求めることができる。

4 国土交通大臣は名簿を審査して報償を受けるべき者を決定する。

5 名簿には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名及び住所

二 勤続期間

三 所属水防団名及び当該水防団が所属する水防管理団体名

7 水防功労者表彰規則

水防功労者表彰規則

昭和31年 3 月 30 日

建設省令 第 6 号

最終改正 平成28年10月17日国土交通省令第74号

(通 則)

第一条 国土交通大臣が、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるもの（以下「水防功労者」という。）に対して行う表彰については、この規則の定めるところによる。

(表彰の推薦)

第二条 都道府県知事は、当該都道府県に水防功労者であると認められる者があるときはその旨を国土交通大臣に推薦するものとする。

(表彰の方法)

第三条 国土交通大臣は、前条の規定による推薦に基づいて表彰を行うものとする。

2 前項の表彰は、賞状を授与して行うものとする。

3 第一項の表彰は、前項の賞状に報賞金その他の副賞を付して行うことができる。

(報賞金)

第四条 前条第三項の報賞金は、表彰を受ける者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合に付するものとし、その額は次のとおりとする。

一 死亡した者に対しては、その功労の程度に応じて別表第一に定める額

二 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）第六条第二項 に規定する第一級から第八級までの障害等級に該当する障害の状態となつた者に対しては、その功労及び障害の程度に応じて別表第二に定める額

三 前二号に該当する者以外の者に対しては、その功労及び負傷、病気又は障害の程度に応じて百九十万円以下で国土交通大臣が定める額

(表彰の時期)

第五条 表彰は、毎年一回行う。ただし、特別の必要があるときは、随時表彰を行うことができる。

(死亡した者の表彰)

第六条 表彰を受ける者が、表彰の日以前に死亡したときは、その者に対する賞状及び報賞金その他の副賞は、その者の遺族に交付するものとする。

附 則（省略）

別表第1 (第四条第一号関係)

功 勞 の 程 度	金 額
(1) 特に抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	25,200,000円
(2) 抜群の功勞があり他の模範となると認められる者	18,700,000円
(3) 特に顕著な功勞があると認められる者	9,000,000円以上 13,600,000円以下
(4) 多大な功勞があると認められる者	4,900,000円

別表第2 (第四条第二号関係)

功勞の程度 障害の程度	(1) 抜群の功勞があり他の 模範となると認められる者	(2) 特に顕著な功勞が あると認められる者	(3) 多大な功勞がある と認められる者
第 1 級	18,700,000円	9,000,000円以上 13,600,000円以下	4,900,000円
第 2 級	15,500,000円	7,900,000円以上 12,100,000円以下	4,600,000円
第 3 級	13,600,000円	7,100,000円以上 10,700,000円以下	4,100,000円
第 4 級	12,100,000円	6,400,000円以上 9,500,000円以下	3,600,000円
第 5 級	10,300,000円	5,500,000円以上 8,200,000円以下	3,100,000円
第 6 級	9,000,000円	4,700,000円以上 7,000,000円以下	2,800,000円
第 7 級	7,600,000円	4,100,000円以上 5,900,000円以下	2,300,000円
第 8 級	6,400,000円	3,400,000円以上 4,900,000円以下	1,900,000円
1 この表の障害等級及び金額の決定については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条第5項から第8項(第6項第1号を除く。)の規定の例による。 2 特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者であつて障害等級が第1級に該当するものについては、第1級の最高額に、1,900,000円を加算することができる。			